

松阪市図書館資料収集方針

(平成 20 年 7 月 30 日教育長決裁)

1 基本方針

- (1) 生涯学習推進の中核的施設として、多様化、高度化する市民の要求に応えるため、生活に密着した資料から学術研究、研究論文等の専門資料まで、蔵書の均衡を考慮しながら収集する。
なお、専門資料については、大学・研究機関等との連携を図りながら収集する。
- (2) 松阪市の歴史・文化を継承し、地域文化の振興と発展に寄与するため、郷土関係資料を網羅的に収集する。
- (3) 社会経済環境の変化に伴う諸課題に対する市民の学習ニーズに応えるため、今日的課題に関する資料を幅広く収集する。
- (4) 一般図書資料と児童図書資料の購入割合は概ね 7 対 3 とする。

2 資料選定の基本的な考え方

- (1) 一般図書資料
 - ア 各分野の基本的資料から専門的資料まで、多様な学習ニーズに対応できるよう幅広く収集する。
 - イ 青少年資料は、読書普及を促す観点から、利用動向等を勘案して収集する。
 - ウ 児童用資料は、人格形成の基礎となる情報教育上必要と思われる資料を中心に収集する。
- (2) 郷土資料
松阪市人の著作物、市内の団体・機関等で発行された資料、松阪市の歴史・文化・風物等に関する資料を網羅的に収集する。
- (3) 児童図書研究資料
 - ア 児童図書を調査、研究するための資料を幅広く収集する。
 - イ 児童図書の選書を支援するため、新刊の資料をより多く収集する。
- (4) 辞典・辞書等の基本的な資料、各国の諸事情を知るための資料、日本を紹介する資料等を収集する。
- (5) 団体用資料
団体等を通じて広く利用の開拓や読書普及を推進する観点から、利用頻度が高いものを幅広く収集する。
- (6) 視聴覚資料

映像資料は、芸術性が高く映像文化史上評価の高いもの、記録的評価の高いものを中心に収集する。

(7) 逐次刊行物

ア 新聞は、代表的一般紙や主要な業界紙・機関紙等のほか、地域性にとんだ地方紙を収集する。

イ 雑誌は、各分野の代表的なもの、資料価値の高いものを幅広く収集する。

(8) 選定の対象としない資料

次の資料は原則として選定の対象としない。ただし、郷土資料を除く。

ア 試験用問題集、学習参考書

イ コミック

ウ ゲーム攻略本等娯楽性が強い資料

3 資料収集の方法

資料は、新刊案内、出版目録、書評、リクエスト等多様な情報に基づいて選定し、購入、寄贈等の方法により収集する。

4 資料選定の組織

収集しようとする資料を選定するため、館長が指名する者で構成する資料選定会の議を得たうえ、教育委員会の承認を得るものとする。

5 この収集方針の運用に当たっての、図書館資料選定基準は別に定める。